



広報 たがみまち

きずな

まち
あなたと行政とをむすぶ“情報誌”



文化財防火デー 放水訓練

1月26日、中店の諏訪神社で田上町消防団
第4、第5分団による放水訓練が行われました。

2014
平成26年

2

No.531

所得税及び復興特別所得税の確定申告・町県民税の申告

◆三条税務署による相談会

| 会場 | 開催日 | 受付時間 |
|----------------------------------|------------------------------------|---------------|
| リサーチコア 6階 (燕三条地場産業 振興センター) | 2月17日(月) ～3月17日(月) ※土・日曜日を除く | 午前9時 ～午後4時 |

※三条税務署庁舎では申告相談を行っておりませんのでご注意ください。
※町県民税の申告をする方は、役場での相談会をご利用ください。

◆新潟税務署による相談会

| 会場 | 開催日 | 受付時間 |
|-------------------------------|---------------------|---------------|
| 朱鷺メッセ 4階 国際会議室 (マリンホール) | 2月23日(日) 3月2日(日) | 午前9時 ～午後4時 |

◆役場での相談会

※例年の状況より、2月17日(月)～19日(水)、3月3日(月)～12日(水)は混雑が予想されます。

| 会場 | 開催日 | 受付時間 |
|-------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 役場1階多目的会議室(町民課おく) | 2月17日(月)～3月17日(月) ※土・日曜日を除く | 午前8時45分～11時30分 午後1時～4時30分 |

※収支内訳書が記入されていない場合、医療費の明細書を作成されていない場合は、受付をお断りさせていただくことがあります。
※土地や建物、株式等の譲渡所得等の申告相談はリサーチコア会場をご利用ください。
※会場の混雑状況により早めに受付を締め切る場合があります。お早めにお越しください。

所得税の確定申告が必要な方

●共通

○各種所得控除(生命・地震保険料控除、医療費控除等)を追加して源泉徴収をされた税金の還付を受ける方

●公的年金の受給者の場合

○公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方

●事業所得・不動産所得がある場合

○平成25年中の各種所得金額の合計が基礎控除や扶養控除など各種所得控除額の合計を超える方

●給与所得者(サラリーマン)の場合

○給与を1か所から受けていて、給与・退職所得を除く各種所得金額の合計が20万円を超える方

○給与を2か所以上から受けている方で、年末調整をしなかった給与収入額と、給与・退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方

※詳しくは、「平成25年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きA・B用」をご覧ください。

(税務署及び役場にて配布しています。)

町県民税の申告が必要な方

平成26年1月1日に田上町に住んでいた方は町県民税の申告書を提出してください。

ただし、次の①～④に該当する人は申告書の提出は不要です。

①前年中の所得が給与所得のみで年末調整を受けた方

②前年中の所得が公的年金等に係る雑所得のみの方で扶養親族等申告書の提出をした方

③配偶者控除、扶養控除等の対象となっている方

④平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告をした方

※詳しくは、「平成26年度分町県民税・県民税の申告について」をご覧ください。

(役場町民課税務係にて配布しています。)

●申告が必要な方の例

例：給与や公的年金等に係る所得に加え不動産所得や事業所得のある方

例：公的年金等に係る雑所得のみの方で、各種所得控除(生命・地震保険料控除、医療費控除等)を受ける方

例：扶養控除の対象にならず、前年中収入がなかった方

主な改正について

東日本大震災を教訓として、自然災害に対して、防災・減災の事業を行い、みなさんの生命・財産を守るため、平成26年度から35年度までの間、均等割の税率が、町民税3,500円(3,000円)、県民税1,500円(1,000円)の合計5,000円(4,000円)となります。※カッコ内は平成25年度までの税率。

申告の際、必要な書類です。忘れずに持参してください。

| 区 分 | | 必要なもの |
|-----|--------------------------------|--|
| 共 通 | | ①印かん ②筆記用具 ③電卓などの計算用具 ④還付になる場合、申告者名義の口座番号 |
| 所得 | 給 与 所 得 公 的 年 金 所 得 | 平成25年分の源泉徴収票（原本）※少額のものも含め、すべて必要です。 |
| | 営 業 所 得 | ①収支内訳書 ②帳簿・領収書等 |
| | 農 業 所 得 | ①収支内訳書 ②農協の申告支援システムをご利用の場合はその資料 ③簡易申告書（小規模農業経営者で、役場から送付された方のみ） ④帳簿・領収書等 |
| | 不 動 産 所 得 | ①収支内訳書 ②不動産所得（水田委託耕作分）の収支の見積もり（役場から送付された方のみ） ③帳簿・領収書等 |
| 控 除 | 医 療 費 控 除 | 平成25年中に支払った医療費の領収書（申告する方は各自で金額をまとめておいてください）※支払った医療費に対し補てんされた金額（高額療養費、生命保険の入院給付金など）がある場合は調べてきてください。 |
| | 社 会 保 険 料 控 除 | 町から送付された納付済み金額のお知らせや社会保険料の支払額のわかるもの（国民年金保険料の掛金に係る控除を受ける場合は、社会保険料控除証明書が必要です。） |
| | 生 命 保 険 料 控 除 地 震 保 険 料 控 除 | 生命保険、地震保険の控除証明書 ※給与所得者で勤務先に提出している場合は不要です。 |
| | 寄 附 金 控 除 （ 寄 附 金 税 額 控 除 ） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 政党への寄附金…選挙管理委員会等の確認印のある寄附金控除のための書類 ・ 特定の公益法人や学校法人への寄附金…領収書と法人から受けた証明書又は認定証の写し ・ 自治体への寄附金…領収書 ・ 社会福祉法人への寄附金…領収書 |
| | 住 宅 借 入 金 等 特 別 控 除 | ①住民票の写し ②家屋（および土地）の登記簿謄本または抄本（登記事項証明書） ③請負（売買）契約書で、家屋（および土地）の取得価格、取得年月日が明らかになっている書類の写し ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ⑤増改築または特定増改築の場合は、建築確認済証の写しまたは検査済証の写し（もしくは建築士の増改築等の証明書） ⑥特定増改築の場合で、高齢者等（65歳以上）はその方の住民票、介護認定者はその方の介護保険の被保険者証の写し ※源泉徴収票に住宅借入金等特別控除可能額と居住開始年月日が記載されている方は、申告の必要はありません。 |

◎要介護認定を受けている方の「障がい者控除」について

所得税及び復興特別所得税の確定申告や町県民税の申告において、身体障がい者手帳などをお持ちであれば「障がい者控除」を受けることができます。

また、身体障がい者手帳をお持ちでない方でも、「介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、障がい者控除対象者に準ずると認められる場合」には、申請により「障がい者控除対象者認定書」の交付を受けて控除の対象となる場合があります。

申請について不明な点がある方は、役場保健福祉課（☎57-6112）までお問い合わせください。

●申告期間中の相談会場は大変混雑します。申告書はできるだけ自分で記入し、お早めに提出してください。

●国税庁のホームページ『確定申告書等作成コーナー』では、画面の案内にしたがって金額などを入力すると申告書を作成することができます。ぜひ、ご利用ください。

（国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>）

問い合わせ：確定申告に関しては、三条税務署 ☎32-6211（自動音声案内）

町に提出する町県民税申告については、役場町民課（税務係）☎57-6115

認知症について、 学んでみませんか？



出張サポーター養成講座を開催しています。
興味のある方はぜひお問い合わせください。

【認知症サポーターとは】

何か特別なことをする人ではありません。

認知症について正しく理解し偏見を持たず、認知症の人や家族を
温かく見守る応援者です。

講座を受講した人が支援者となり、その証としてオレンジリングが渡されます。



【認知症サポーター養成講座の内容】

①認知症を理解する

症状・診断・治療・予防や認知症の人と接するときの心構え、家族の気持ちを理解する。

②認知症サポーターの役割など

【費用】 無料です。

【時間】 60分～90分程度

【対象】 どなたでも受講できます。ご近所、ご友人を誘ってのグループやご家族、地域で、
学校、職場での開催も可能です。

【申込方法】 開催希望日の1か月前までに下記申込先までご連絡ください。

【**私たち認知症キャラバン・メイトがお手伝いします。
お気軽にお申し込みください。**】



たがみの里 田澤さん



あじさいの里 瀧澤さん(左)、向笠さん(右)



晴和会田上園 番場さん(左)、
松澤さん(中央)、高岡さん(右)

申込・問い合わせ：役場保健福祉課福祉係 ☎57-6112

児童福祉 ご存知ですか？

児童扶養手当制度

児童扶養手当とは、父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童の健やかな成長を願い、児童が育成される家庭生活の安定と自立促進のために支給される手当です。

手当を受けることができる方

次のいずれかに該当する児童を父または母が監護している場合に支給されます。（父または母が監護できないときは、父または母の代わりにその児童を養育している方「養育者」に支給されます。）

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡し公的年金を受けられない児童
- ③父または母が重度の障がい公的年金の加算対象になっていない児童
- ④父または母が生死不明の児童
- ⑤父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ⑥1年以上父または母から遺棄されている児童
- ⑦父または母が拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑨その他棄児など



※「児童」とは、18歳未満（ただし、一定の障がいを有する場合は20歳未満）の方をいいます。

特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当制度とは、精神または身体（内科的疾患を含む）に、一定の障がいを有する児童の福祉を増進することを目的として支給される手当です。

手当を受けることができる方

政令で定める程度の障がいを有する20歳未満の児童を監護する父または母に支給されます。（父母が監護できないときは、父母の代わりにその児童を養育する方に支給されます。）ただし、次のいずれかに該当するときは手当を受けられません。

- ①国内に住所がないとき
- ②福祉施設などの施設に入所しているとき
- ③障がいを支給事由とする公的年金給付を受けられるとき

ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭とは、母子（父子）家庭、父母のいない児童を養育している家庭、父母が重度障がいの家庭のいずれかを指します。

助成対象者

- *父・母・養育者
- *18歳未満（ただし、一定の障がいを有する場合は20歳未満）の児童

助成内容

- *医療費が自己負担額を超えた場合、その超えた分を助成します。
- *自己負担額（外来）1回530円（入院）1日1,200円

それぞれの制度に所得制限があります。受給者本人・その配偶者・一定範囲内の扶養義務者の前年の所得により、制度の対象にならない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ：役場保健福祉課保健係 ☎57-6112

田上町消防団(女性広報班)募集

平成26年度の田上町消防団女性消防団員(女性広報班)を次のとおり募集しています。火災予防や救急活動等に興味がある方で、働いている方、学生の方、主婦の方などみなさんで地域防災のため、町民に親しまれる消防団として、活動に参加してみませんか？

1. 募集人員 若干名(定員になり次第締切)

2. 募集期間 3月20日(木)まで

3. 入団資格

田上町に居住する、昭和34年4月1日～平成8年4月1日生まれて心身ともに健康な方。特に防災活動やボランティア活動に興味がある方は大歓迎です。



訓練演習救急講習風景

4. 活動内容

原則として災害時の出動はありません。

- ①火災予防・救急手当での知識の取得と指導
- ②火災・自主防災に関する広報
- ③消防団行事に参加
- ④新入団の募集・呼びかけ

5. 身分及び処遇

- ①年間報酬及び出動手当を支給します。
- ②公務災害補償、表彰、退職報奨金(5年以上)、消防団員福祉共済の制度があります。
- ③制服、制帽、活動服、Tシャツ、アポロキヤップ等を貸与します。



田上夏まつり火災警報器設置呼びかけ風景

6. 配 置 女性だけが集まる女性広報班となります。

7. 申込方法 役場総務課、町公民館、加茂地域消防署田上出張所にお越しいただき用紙を受け取るか、町ホームページから印刷して、必要事項を記入のうえ、提出してください。

男性消防団員は通年募集しています。自分の町、みんなの町、大切な家族を守るため、消防団活動に参加しませんか？みなさんの入団を心よりお待ちしております。

申込・問い合わせ：役場総務課庶務防災係 ☎57-6222

長年に渡る交通安全の功労を称えられ

坂内祝榮さん（下吉田）が長年の交通功労が認められ、警察庁長官と全日本交通安全協会会長の連名による、交通栄誉章「緑十字金章」を受章しました。

坂内さんは田上自動車学校で教習指導員を務めた後、副校長などを歴任され、町の小学校の委託運転員として従事してきました。現在は加茂地区交通安全協会副会長、田上支部長を務めています。

昭和62年に交通栄誉章緑十字銅章、平成17年に交通栄誉章緑十字銀章を受章するなど、無事故無違反の優秀運転者としてその功績が認められています。この度の受章を受け、「少しでも交通事故が減るように今後も活動していきたいです。」と地域の安全意識向上のため決意を新たにしました。

この度の受章おめでとうございます。



ゴミの分別を 訴え入選

県では毎年「ごみの散乱防止と3Rを進めるためのポスター・標語コンテスト」を開催しています。ポスター部門小学校低学年の部にて、田上小学校2年生の小日向葵さんの作品入選しました。

おめでとうございます。



町イチ! 村イチ! でPR

1月11～12日、東京国際フォーラムで開催された「町イチ! 村イチ!」に町も出展し、農工商連携で開発された梅商品をPRしてきました。中でも来場者からは、全国でも珍しい梅ドレッシングに興味があり、「どのように使うの?」「何に付けて食べるとおいしいかな?」など質問が多く寄せられていました。



田上町ブースを訪れる来客者

INFORMATION
お知らせ

田上町役場
☎57-6222
(代表電話)

■各課直通電話です。

- 総務課 ☎57-6222
- 地域整備課 ☎57-6223
- 産業振興課 ☎57-6225
- 農業委員会 ☎57-6226
- 町民課 ☎57-6115
- 保健福祉課 ☎57-6112
- 教育委員会 ☎57-6114
- 会計課 ☎57-6116
- 議会事務局 ☎57-6300
- 田上町公民館 ☎57-3114

雪による被害に注意!

- ①雪下ろしは、積雪の状況や建物の強度等を判断し、適切な時期に実施しましょう。
- ②屋根の雪下ろし作業は、命綱などで転落防止の対策をしっかり取り、複数人で実施しましょう。
- ③落とした雪により、通行人等がケガをするなどの被害が出ないように、十分な注意を心がけましょう。
- ④燃焼器具の吸排気口が塞がれると、不完全燃焼を起こす恐れがあります。雪捨て場には、十分注意しましょう。

▼問い合わせ

加茂地域消防署・予防課

☎52-1770

加茂地域消防署・田上出張所
☎57-5300

ストーブによる火災・灯油流出にご注意を!

冬場、ストーブを使う際は、次のことに気を付けましょう。

- ・ストーブやファンヒーターのそばに、燃えやすい物やスプレー缶等を置かない。
- ・石油ストーブやファンヒーター周辺で、洗濯物を乾かささない。
- ・給油するときは、必ず火を消す。カートリッジタンクの蓋をしっかりと閉める。
- ・部屋に誰もいないときは必ず火を消す。
- ・給油中は、その場を離れない。

▼問い合わせ

加茂地域消防署・予防課

☎52-1770

加茂地域消防署・田上出張所
☎57-5300

役場庁舎管理員募集

1. 募集人員 1人
2. 資格要件 概ね65歳以下の健康な方で、庭木の剪定・冬囲い等の施設管理ができる方（自動車運転免許要 ※AT限定免許不可）
3. 業務内容 役場庁舎施設の管理（清掃、庭木の剪定、除草、冬囲いなど）、町内文書（荷物）配布
4. 勤務場所 田上町役場
5. 勤務条件 勤務時間 月・火・水曜日 午後1時15分から午後5時15分まで
木・金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで
休日 土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日
各種保険 雇用保険加入
6. 雇用期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで（勤務実績により期間の更新あり）
7. 賃金 時給900円（賃金月額91,760円～112,900円）通勤距離2km以上の場合通勤費支給
8. 選考方法 書類選考後、面接審査により決定します。
面接審査予定日 3月10日(月)
9. 申込方法 総務課に用意してある採用申込書に必要事項を記入し、下記まで持参又は郵送してください。
郵送の場合は、封筒に「役場庁舎管理員採用申込書在中」と記入してください。
10. 受付期間 2月28日(金)まで ※役場閉庁日除く
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで、郵送の場合は、2月28日(金)必着

申込書提出・問い合わせ:

〒959-1503 田上町大字原ヶ崎新田3070番地 田上町役場 総務課庶務防災係 ☎57-6222

有料広告

電気・水道・ガス工事、リフォーム等

なんでもお気軽にご相談ください♪

電気・上下水道給排水・ガス・浄化槽・IT・家電

(有)滝沢電気商会

田上町大字田上丙 1360 (湯田上)

☎57-2361 FAX57-5071

有料広告

庭の手入れ・家事の手伝い・その他何でもご相談ください

生活サポートセンター

けあーず

あ!こんなとき
お電話ください

たけのこたすけ

E-mail : care-s@goo.jp

田上町大字川船河1330-5 tel 0256-57-1055 fax 0256-57-1056

ホームヘルパー 生活援助・身体介護等いたします

2月7日は北方領土の日です

2月7日は「北方領土の日」です。1855年2月7日、日魯通好条約が調印されたことになみ、北方領土返還要求運動の全国的な盛り上がりを図るために設定されました。

北方四島は、一度も他国の領土となつたことがない我が国固有の領土です。

毎年、「北方領土返還要求全国大会」が、東京で開催されるほか、この日を中心として全国各地で返還実現のためのさまざまな取り組みが行われています。

▼問い合わせ

役場総務課庶務防災係

☎57-6222

2014年度

小林報徳会奨学金募集

▼募集対象者

田上町に本籍を有する方または奨学金の貸付を受けることとなる日の1年前から引き続き田上町に居住している方で、大学（短期大学及び専門学校を含む。）に進学または在学している方。

▼募集人員 2名

▼奨学金額 月額3万円（4年

間総額144万円）

▼利息 無利息

▼貸与方法 毎月

▼期間 2014年4月から奨学生の正規の卒業までの期間

▼償還方法 卒業または貸与の終了した月の6ヶ月後から10年の期間内で、半年賦で償還（償還年額14万4千円、繰上償還可）

▼応募方法申込 3月3日（月）から19日（水）まで。

※書類は必着となります。応募書類は、役場総務課で交付します。

▼問い合わせ

役場総務課庶務防災係

☎57-6222

田上町の情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況についてお知らせします。平成25年の公文書開示請求の状況は下記のとおりでした。

| 情報公開 | | | |
|-----------|------|------|-----|
| 請求件数 | 決定状況 | | |
| | 公開 | 部分公開 | 非公開 |
| 2件 | 1件 | 1件 | 0件 |
| 個人情報情報の開示 | | | |
| 請求件数 | 決定状況 | | |
| | 開示 | 部分開示 | 非開示 |
| - | - | - | - |

問い合わせ：役場総務課庶務防災係 ☎57-6222

「日本赤十字社有功章社員章等贈与規則の改正 および支部長感謝状(終了)について」

日本赤十字社有功章社員章等贈与規則が改正され、平成13年度より「毎年2,000円以上を納めその合計が20,000円以上の金額に達した社員」が社員章贈与の対象となりました。改正前は「毎年1,000円以上を納めその合計が10,000円以上に達した社員」を対象としていたため、新潟県支部では当時暫定対応として、平成14年度より「毎年1,000円以上2,000円未満の社費を納めその合計が10,000円以上に達した社員」へ感謝状を贈呈してきました。

しかし、表彰は全国統一の扱いが適当とのことから、暫定対応開始から10年を迎えた平成23年度で支部長表彰を終了といたしました。

日本赤十字社田上町分区では、毎年の社費納付後1,000円社員の名簿を県支部に提出し、県支部において累積額を管理、表彰状を発行してきました。これまで社員の皆さまへお知らせをしておこなったことについてお詫び申し上げます。

なお、1,000円社員の方で表彰されていない方がいらっしゃるのと指摘を受け、現在調査しておりますが、心当たりのある方は、お手数でもご連絡いただくと幸いです。

問い合わせ：日本赤十字社田上町分区(保健福祉課内) ☎57-6112

有料広告

水回り、電気のことなら

一級電気工事施工管理技士事務所
一級管工事施工管理技士事務所



志田電気(株)

TEL 57-2068 FAX 57-2328

有料広告

各種の喜ぶ場所
クリーニング **さんふれいす**
Sun O'Place
☎0120-75-4002

カーテンの防炎加工(消防庁認可)
ふとん・じゅうたん・丸洗い
(有)早津インテリアセンター
田上町大字原ヶ崎
☎0120-57-2860

三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム 施設組合看護職員募集

●看護正職員（1人）

◇受験資格…昭和42年4月2日以降生まれた方で、准看護師若しくは看護師の資格を取得している方または平成26年3月31日までに取得する見込みの方

◇勤務時間…午前8時30分～午後5時15分

◇給与…月額161,160円（短大3卒の場合）
職歴加算あり

◇選考内容…作文、面接

◇申込方法…電話で当方に受験案内を請求し、記入後郵送又は持参して提出。

●看護臨時職員（1人）

◇応募資格…看護師又は准看護師の免許を有する方。

◇勤務時間…週3日勤務、午前8時30分～午後0時30分。
ただし隔週で3日中1日は、午後3時30分まで。

◇提出書類…履歴書及び看護師または准看護師免許証の写し

◇選考方法…面接

◇賃金…時給1,072円

【共通事項】

◇採用日…平成26年4月1日

◇業務内容…入居者の受診援助、保健衛生指導、健康管理など

◇休日…土・日曜、祝日及び当組合で規定する日

◇選考日・選考会場…受付後、本人に通知します。

◇提出方法…広域養護老人ホーム県央寮へ郵送又は持参してください。

◇申込期限…平成26年3月3日(月)～3月12日(水)
午後5時15分必着

※提出書類は原則としてお返ししません。

◆申込・問い合わせ

広域養護老人ホーム県央寮採用担当者

☎34-1010

※詳細な応募条件はお問い合わせください

放射線測定結果をお知らせします

■測定結果(通常の範囲内でした)

| 測定日時 1月24日 | 測定場所 | 天候 | 測定結果(マイクロシーベルト/毎時) 通常の測定範囲内(0.016~0.16マイクロシーベルト/毎時) | | |
|---------------|-------|----|--|-------|-------|
| | | | | 今月 | 先月 |
| 14時10分～ | 田上町役場 | 晴れ | 地上1m | 0.080 | 0.086 |
| | | | 地上50cm | 0.080 | 0.088 |
| | | | 地上10cm | 0.082 | 0.086 |
| | | | 側溝 底面10cm | 0.090 | 0.060 |

問い合わせ：役場総務課 庶務防災係 ☎57-6222

長岡労働相談所を
ご利用ください

職場でのトラブルなど労働関係の相談に、電話や面談で応じます。相談は無料で、労働者・事業主を問いません。秘密は固く守られます。法律問題や職場の人間関係の悩みには、弁護士や産業カウンセラーが対応します。

※要予約・原則1回

▽日時 月々金曜日(休日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

▽会場 長岡地域振興局

▽問い合わせ

県長岡労働相談所(長岡地域振興局企画振興部内)
☎0258-37-6110

精神保健福祉相談会

▽日時 2月20日(木)

午後2時～4時

▽開場 三条地域振興局健康福祉環境部相談室

▽担当医師 富樫俊二医師(富樫医院)

▽問い合わせ 三条地域振興局健康福祉環境部

☎36-2363

グループホーム 陽だまりの家

《入居料金改定しました》

- ① 入居料金 115,000円⇒89,000円
 - ② 介護保険の割(介護度による)
 - ③ その他、介護用品使用料等
- ①+②+③が毎月の利用料金となります

連絡先：田上町大字保明新田字中浦806-1
TEL: 47-1211 FAX: 47-1311

歳善 御法要会員募集中!!

■入会金 3,000円 年会費無料!!

- ① 全店ご利用いただけるお食事券3,000円分プレゼント
※御法要毎に何枚でもプレゼント!
- ② 御法要料理10%引!!
※お料理5,000円以上より
- ③ 引出物5%引!!
※当店からのご注文の品に限り!
- ④ サービス料無料!!
- ⑤ バス送迎無料!!



お申し込み・お問い合わせ… ☎57-2075 (11:00～15:00、17:00～23:00)

有料広告

有料広告

税を学べる! お役立ちコラム⑨

軽自動車税について

今回のコラムテーマの軽自動車税については、2015年4月以降に購入する軽自動車（新車）の税金を引き上げることが発表され、購入を検討している方は、「じゃえじゃえ!?税金が安いから軽にしているのに増税なんて…」と思われたのではないのでしょうか。ところで、「税金が安い」と言われる軽自動車ですが、実際には、普通車と比べてどのくらい差があるのでしょうか。ここで比較してみたいと思います。

まずは税額の違いが挙げられます。普通自動車は最低税額が排気量1,000cc以下で29,500円、それ以上は排気量が500cc増える毎に5,000円ずつ増えるようになっていますが、軽自動車税は四輪の乗用自動車の自家用が7,200円、営業用が5,500円で、四輪の貨物自動車の自家用が4,000円、営業用が3,000円となっています。

普通自動車より軽自動車を選ぶ方にとっては、この税額が安いというのも大きな魅力なのではないのでしょうか。増税はされますが、まだまだ軽自動車の方が税額は断然安いです。

次に挙げられるのが大きさです。軽自動車が普通自動車より小さいのは一目瞭然です。軽自動車（四輪）の大きさは法律で定められており、道路運送車両法の施行規則によると、軽自動車（四輪）とは自動車の長さ3.4m以下、幅1.48m以下、高さ2.0m以下、排気量660cc以下の車両とされています。「軽」自動車ですから当然、この規定を少しでも超えてしまうと、普通自動車扱いになってしまいます。

現在製造されている軽自動車は、高さを除いて長さ、幅は規定より5mm小さく製造されているようです。オーバーフェンダーの取り付け等をする際は規定サイズを超えてしまって「構造変更の手続き」にならないよう注意が必要です。

自動車に係る登録・廃車などの手続きについても軽自動車と普通自動車では手続き機関が異なり、普通自動車（四輪）は新潟運輸支局、軽自動車（四輪）は軽自動車検査協会となっています。

また、身体に障がいを持つ方が受けられる税金の減免申請についても、軽自動車と普通自動車では申請先が異なります。

普通自動車は県（田上町の方は三条地域振興局県税部）が申請先となり、軽自動車は市町村役場（田上町の方は役場町民課）が申請先となっています。申請先は異なりますが、減免規定については県も町もほぼ同じ内容となっています。

※軽自動車の減免については、今後の広報紙にて掲載予定です。

ちなみに、軽自動車税、自動車税の課税判定日（賦課期日と言います）は4月1日と定められており、この賦課期日で車を所有していた方に納税義務が発生します。自宅で眠っている車の売却や処分、また新規で購入を検討している方は参考にしてみてはいかがでしょうか。

▼問い合わせ 役場町民課税務係 ☎57-6115

有料広告

キャリアカー ドライバー募集

長距離・短距離

- ・年齢35歳以下 男性
- ・その他委細面談にて

【申し込み・問い合わせ】

(有)ファナティック 担当:増田 ☎0256-53-3900
田上町大字坂田甲56-1

平成26年3月1日(金) 随時問合せ受付中

ショートステイ希望の丘 ニューオープン

内覧会開催日/平成26年2月21日~23日

開催時間/10:00~16:00(21日のみ13:00~16:00)

パートスタッフ募集中

調理員 パート 時間/シフト制 時給/710円~

※勤務時間等につきましては、お電話にてお問い合わせください

お問合せ先 南蒲原郡田上町大字坂田135
ショートステイ希望の丘 ☎0256-64-7221 田村

有料広告

平成26年は早くも1ヶ月が経過しました。昨年の暮れから平成26年度予算作成に取り組みました。現在着手している懸案事業は、3月末までに完了します。その結果、新年度の予算は総額では前年度よりは縮小が予想されます。

平成23年度に策定した第5次田上町総合計画（基本構想・前期基本計画）の「まちづくりの理念」は「みんなで作る暮らしの満足度の高いまち」としました。この第5次総合計画は今年で3年目となっています。「まちづくりの理念」に基づいて今年も事業を推進していきます。

平成16年度から財政健全化策に取り組み、平成20年度には、ある程度の財政の見通しを立てることができましたので、やや遅れていたインフラ整備をここ数年は力を入れてきました。従って、ハード事業としての懸案事業は既に完了、または3月末までには完了の予定です。今後の課題としては、（仮）生涯学習センターの建設、小・中学校の老朽化対策、運動公園整備事業等があります。また、公共下水道事業の見直しと管渠布設工事にも取り組まなければなりません。

ハード事業から ソフト事業へ

「暮らしの満足度の高いまちづくり」のためには、いわゆるハード事業（道路・河川・建物等）を

町長室の窓から

やさしさと豊かさで キラリと輝くまち田上(その147)

暮らしの満足度の高いまちづくり

田上町長 佐藤 邦義

整備し、災害を未然に防ぐことで、安全で安心なまちづくり、則ち安全な生活の確保に寄与できるわけですので、優先的に事業を推進していく必要があります。

第5次総合計画では、まちづくりの目標を分野別に5つの目標を設定しています。目標1は、「自然と調和した安全で快適な暮らしの創造」で主にハード事業を推進することとしています。

目標2は、「健康でやすらかな暮らしの創造」で、主に保健・医療の充実・高齢者社会対策、そして福祉の推進に取り組むことになっています。

目標3は、「豊かさで生きがいに満ちた暮らしの創造」で、子ども達への教育・生涯学習の推進そして、芸術、文化の振興と歴史遺産の保全と

しています。目標4が、「にぎわいと活力あふれる暮らしの創造」、目標5が、「創意とときが支える魅力ある暮らしの創造」となっています。この目標2と3がいわゆるソフト事業が中心で、これらの施策は全町民が対象となる分野です。

特に今年、「人口減少対策元年」と新年号の年頭の挨拶で宣言をしましたので、最善の努力をして行きたいと考えています。

子どもの出生率は全国的に減少しています。田上町も同様であり、最近では、1年間に生まれる子どもの数が70人前後となっています。少子化を食い止めるため、町としては若者の雇用の場を確保して、若者の定着をなんとか実現しなければならぬと考えています。そのために

も本田上工業団地への企業誘致は急務であります。また、若者の定住の環境も整えなければなりません。民間の協力を得て若者向けの集合住宅も必要でしょう。これまでに検討してきた、空き家対策も具体的に若者に改築するなど調査検討していきます。

少子化対策

推進室の設置

少子化対策は、国・県においても緊急な課題としてクローズアップされてきました。私は以前から少子化対策には相当な財政措置が必要であると考えてきました。田上町のような財政規模の小さい自治体が独自に進めていくことは、大変困難なことであるとも考えてきました。これまで町は、主に子ども医療費助成の拡大に努力してきましたが、県内の町村では、入院、通院とも既に中学校卒業まで補助を実施しているところが大半です。また、保育料についても改善の余地がありますので、今後検討していかねばなりません。

これまで町では、少子化対策事業は町民課、保健福祉課、地域整備課、教育委員会等でそれぞれ実施してきましたが平成26年度から「少子化対策推進室」を設置して本格的に取り組むことにしました。先に述べたように、若者の定着から子ども医療費助成まで、あらゆる角度から検討して成果を上げなければなりません。人口減は、将来の町の存亡に関わる

重要課題であり、避けては通れない課題です。

新婚・子育て世帯向け 個人住宅取得への助成

町では、定住促進のために、新婚世帯または、子育て世帯で町内に居住するための住宅を取得した方に、金融機関から借り入れた住宅資金を対象に利子補給金の交付を予定しています。「田上町新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給交付金制度」とい、詳細は4月以降に設置される少子化対策推進室にお問い合わせください。

他にも、若者の出会いの場づくり、若者のUターン対策等これらの課題を研究し、提案していく「少子化対策推進室」に大いに期待しており、若者が「住みやすい」、「住みたくなる」まちづくりを今後とも考えていきます。

今年の職員への年頭の挨拶で次の事を述べました。これまではあくまでも町民目線で対応する事の大切さを訴えてきました。いかにして町の職員は町民のために仕事ができるかということを重ねて訴えてきたわけですが、今年度は「職員は率先してまちづくりに意見を述べ、町民のみならずから協力が得られるように積極的な態度・姿勢で職務に務めること」を強調しました。町民のみならずから将来、持続可能な田上町であるために、協力をいただければと考えています。

暮らしのカレンダー

2/16～3/15

| 月 | 日 | 曜日 | 内 容 | 時 間 | 場 所 |
|--------|----|--------------------------|---|------------------------------------|-----------------------|
| 2 月 | 16 | 日 | 【休日診療当番医】 本間医院(加茂市後須田) ☎52-8936 (時間)9:00～17:00 | | |
| | 17 | 月 | 心と体の相談会 ストレッチ教室 | 9:00～11:30 10:00～ | 保健福祉センター 田上町公民館 |
| | 18 | 火 | | | |
| | 19 | 水 | 育児相談会 機能訓練 | 9:00～11:30 10:00～15:00 | 子育て支援センター 保健福祉センター |
| | 20 | 木 | 補聴器相談(リオン) | 10:00～10:30 | 役場 |
| | 21 | 金 | 乳児健診(平成25年10月生まれ) | 12:50～13:20 | 保健福祉センター |
| | 22 | 土 | 田上町スキー教室(～23日:1泊2日) | 7:45役場駐車場集合 | 妙高池の平温泉スキー場 |
| | | | 田上町児童生徒書初展 山翠書道会新春色紙展 | 2/22 9:00～16:00 2/23 9:00～15:00 | 田上町公民館 |
| | 23 | 日 | 【休日診療当番医】 田中医院(羽生田) ☎57-2024 (時間)9:00～17:00 | | |
| | 24 | 月 | | | |
| | 25 | 火 | ひまわり | | |
| | 26 | 水 | スローフード教室「味噌作り」 | 10:00～12:00 | 保健福祉センター |
| | 27 | 木 | 補聴器相談(リオン) | 10:00～10:30 | 役場 |
| | 28 | 金 | 元気はつらつ教室 | 13:30～15:30 | 保健福祉センター |
| 3 月 | 1 | 土 | | | |
| | 2 | 日 | 【休日診療当番医】 皆川小児科医院(加茂市神明町) ☎53-3530 (時間)9:00～17:00 | | |
| | 3 | 月 | 育児相談会 | 9:00～11:30 | 子育て支援センター |
| | | | 心と体の相談会 ストレッチ教室 | 9:00～11:30 10:00～ | 保健福祉センター 田上町公民館 |
| | 4 | 火 | 母親学級(平成26年5～8月出産予定者) | 9:10～、13:10 | 保健福祉センター |
| | 5 | 水 | 機能訓練 | 10:00～15:00 | 保健福祉センター |
| | 6 | 木 | 補聴器相談(リオン) | 10:00～10:30 | 役場 |
| | | | 健康相談会① | 13:30～15:30 | 羽生田公民館 |
| | 7 | 金 | 健康相談会② | 13:30～15:30 | 老人福祉センター |
| | 8 | 土 | | | |
| | 9 | 日 | 【休日診療当番医】 遠藤整形外科(加茂市幸町) ☎53-3838 (時間)9:00～17:00 | | |
| | 10 | 月 | 健康相談会③ | 13:30～15:30 | 保健福祉センター |
| | 11 | 火 | 湯っ多里館休館日 | | |
| | 12 | 水 | 健康相談会④ | 13:30～15:30 | コミュニティセンター |
| | 13 | 木 | 補聴器相談(リオン) | 10:00～10:30 | 役場 |
| 14 | 金 | 2歳6ヶ月児歯科健診(平成23年7～8月生まれ) | 12:50～13:20 | 保健福祉センター | |
| | | 3歳児健診(平成23年1～2月生まれ) | 12:45～13:15 | 保健福祉センター | |
| 15 | 土 | ゆうゆう教室 | 9:30～12:00 | コミュニティセンター | |

※【夜間・休日急患診療】 県央医師会応急診療所(三条市興野) ☎32-0909
 ※「心と体の相談会」は3日前までにご連絡ください。(役場保健福祉課 ☎57-6112)

第206回 16ミリ映写会

- ◇日時 2月22日(土) 午後2時～4時
- ◇会場 田上町公民館 ※入場無料
- ◇内容 「おかしな全3話」
「ほくとときどきぶた」など全4作品
- ◆問い合わせ：相田良夫 ☎57-5086

おもちゃ病院

壊れて動かなくなったりおもちゃを修理します。技術料は無料ですが、修理の際、部品代が発生する場合があります。

- ◇日時 2月23日(日) 午後1時～4時
- ◇会場 コミュニティセンター
- ◆問い合わせ：おもちゃ病院にいがた
和田 ☎57-4860



ダンスイベント「音響2014」

- ◇日時 3月8日(土)
開場：午後1時45分 開演：午後2時
- ◇会場 加茂文化会館 ※入場料無料
- ◇出演 N.K.SCHOOL TROUBLE MAKER
(トラブルメーカー) ほか加茂近郷の
キッズダンスチーム
- ◇主催 N.K.SCHOOL
- ◆問い合わせ：N.K.SCHOOL事務局
古川 ☎090-8819-2743

行政書士による行政手続・ 相続等に関する無料電話相談

- ◇日時 2月22日(土) 3月1日(土) 午後1時～5時
- ◆相談・問い合わせ：大塚行政書士事務所
行政書士 大塚義行 ☎57-4090

遺言・相続・成年後見 無料電話相談会

- 遺言・相続・成年後見の他、家庭内の悩み事など、お気軽にご相談ください。
- ◇日時 2月28日(金) 午後1時～4時
- ◆相談・問い合わせ：行政書士
たがみ行政手続事務所(善養寺・渡邊) ☎57-3988

第47回 役場ロビーコンサート

- ◇日時 2月28日(金) 午後0時20分～
- ◇会場 役場1階ロビー ※入場無料
- ◇内容 ピアノ独奏 田澤葉月(加茂市)
- ◆問い合わせ：田上町音楽を楽しむ会
高野 ☎57-6041

携帯電話へのメール配信サービス

毎月1日・16日は行政情報、緊急性の高い情報(緊急情報、不審者情報)は随時配信。また、季節に応じて除雪情報なども情報提供します。下記メールアドレスに空メールを送り、登録画面から欲しい情報を選択してください。

※氏名、年代、性別、居住地は必須ではありませんが、差し支えなければご回答ください。(今後の配信サービスの内容向上に役立ちます。)

「p-tagami@b.bme.jp」

※登録無料。ただし、別途通信料がかかります。

「b.bme.jp」・「tagami.ed.jp」をドメイン指定してください。

問い合わせ：役場総務課 ☎57-6222



QRコードからでもメールアドレスを取得できます。

俳句 (敬称略、順不同)

天寿なほ残る 齢や笛子鳴く
初春に今年もたえず歩もうと
しろ午の背にいすわる鏡餅
年賀状数を減らして 齢加え
風呂吹の湯気に手酌がさみしがる

本田上 鶴巻新一路

湯川 阿部 聆子

本田上 小柳 恒子

上野 吉田 賢三

羽生田 神田 掬香

短歌 (敬称略、順不同)

人生に年を重ねていつの世も労多いなか我が春を待つ

湯川 阿部 聆子

凍結に路面のするどき目うたがふ転倒ふせぐ老えの身構え

本田上 小柳 恒子

川柳 (敬称略、順不同)

明るくし頭を使おうおきらめず
おもてなし裏はポロポロ古畳
すらすらと讀めても書けぬ文字が増え
新年の囲碁大会でばけ防止

湯川 阿部 聆子

山田 加藤 山里

羽生田 岡田 尚久

清水沢 坂内 昇甫

戸籍の窓

12/26~1/25届出分、敬称略

こせきのまど

ご結婚おめでとう

山田 矢部 政幸・劉 衛華

赤ちゃん誕生

山田 弦巻 奏亜 (晋之介・由貴奈)

中店 佐藤 礼奈 (彰・弘枝)

羽生田 神田 愛温 (辰幸・美紀)

おくやみ

中店 笹川 セツ (90)

清水沢 志田 勇次 (80)

原ヶ崎 白石 ハナ (91)

中店 永井 イシ (95)

湯川 小林 政次 (77)

山田 須佐 節雄 (89)

山田 小山 ヤイ (93)

下吉田 高野 義治 (89)

下吉田 渡邊 カネ (84)

本田上 田巻 フミエ (86)

清水沢 新保 定雄 (83)

湯川 小柳 榮司 (89)

下吉田 神田 信子 (78)

川船河 関谷正治郎 (91)

中店 鶴巻 秀雄 (80)

※掲載希望の有無を役場町民課(総合受付)へお申し出ください。

三二講演会

「主婦の目から見たEMの使い方・他」

◇講師 山上智恵子 (元働コロナカンパニークリーナー)

◇内容 EM (有用微生物) を活用して家庭や事業所の環境美化の実践活動の講演を行います。

◇日時 3月2日 (日) 午前11時~ (約1時間)

◇会場 羽生田公民館 ※入場無料

◇主催 田上町EMで環境を守る会

◆問い合わせ:

吉沢 ☎57-2304

斉藤 ☎57-3134



2013年田上・羽生田小学校でのEM活性液の投入風景

自衛隊一般幹部候補生 「大卒程度試験」

◇応募資格

22歳以上26歳未満の方

20歳以上22歳未満の方は大卒 (見込み含む)

修士課程修了者等 (見込み含む) は28歳未満

◇受付期間 4月25日 (金) まで

◇試験期日 5月10日 (土)、11日 (日)

※11日は飛行要員のみ

◆問い合わせ:

自衛隊加茂地域事務所 ☎52-5222

田上の学校

3 田上の開校

「学制」の発布により、第7大学区、第2中学区のもとに、この辺でも小学校を造ることになった。児童数600人規模で小学校を造ることになり、その区画と当時の田上、羽生田、横場、保明村の規模が一致したので、この辺に1校、小学校ができることになった。当時の村事情では、村社土生田神社や定福寺などがある地を当時の小個長佐藤峻三が適当だと判断し、ここに第2中学区、22番校の羽生田校が誕生した。明治5年であった。本田上の神明宮が村社になったのは、大正に入ってからである。参考までに、18番校が三条校、19番校が西大崎校、20番校が下条校、21番校が加茂校、23番校が長沢校、24番校が院内校 (森町)、25番校が鹿峠校であった。当時、全国平均では、寺院借用が40%、民家借用が30%、その他30%であった。(新潟県史6による) 翌年明治6年に羽生田校の付属校という名で田上校と横場校が開校した。保明校は少し遅れて別の形で開校した。3校ともに校舎がなく近くの寺院の一部を借用しての発足だった。羽生田小学校が140年を迎えたのは明治5年からであり、田上小学校は明治6年から数えての年である。

なお、原ヶ崎と湯川は当時、田上村ではなく単独の村であった。原ヶ崎の子どもは、羽生田校に通っていた。湯川では安龍寺に仮校舎があったという記録があるが、いつ田上校と一緒にになったかについては、安龍寺にも田上校にもその記録は見当たらない。当時は、学校を造るには国や県の補助はなく全額地元の負担であった。村もそんな、財源があるわけはなかった。廃藩置県もまだであり国の予算は役人の人件費と軍隊の費用でなくなってしまう状況であった。

投稿: 吉沢和平 (上野)



「ふるさと」を合唱し故郷への思いをはせる会員

ふるさとっていいなあ。

1月18日、東京都内のホテルで、第22回ふるさと田上会新年総会が開催されました。ふるさと田上会会員や田上町からの参加者合計78名が出席し、久しぶりの再会に話が盛り上がっていました。参加者は中学校や高校を卒業後に上京された方々ですので、田上町以外で過ごした期間の方が長い方ばかりです。しかし、どの方も揃って、田上で過ごした期間の方が「濃い」と話されていました。

■投稿記事あて先/〒959-1503 田上町大字原ヶ崎新田3070番地
田上町役場総務課 ☎57-6222
メールアドレス t2222@town.tagami.niigata.jp

食生活改善推進員のおすすめ料理

田上の旬の食材で

「にんじん料理を楽しもう!!!」

今回も、「曾根人参」を使った料理を紹介します。中店地区食推のおすすめ「昆布にんじん」はにんじんと昆布がたっぷり食べられる松前漬け風のおかずです。細切り昆布のうまみが、にんじんに染み込んだおいしい常備菜になります。出来上がった「昆布にんじん」は納豆、とろろ芋、ゆで野菜などにかけて、和えたりしていろいろな活用を楽しんでみましょう。



昆布にんじんは、ごはんがすすむおかずです!!
米たより

田上レンジャー (田上町食育推進キャラクター)

曾根人参の昆布にんじん

★曾根人参の昆布にんじん (普通のにんじんも可)

材料 作りやすい分量

細切り昆布(出来れば松前漬け用)…30g
曾根人参または普通のにんじん…1本(150g)

【合せ調味料】

A { 醤油…30cc 水…30cc
酒…大さじ1

作り方

- ①昆布は、300cc位の水につけてもどし、水気をよくきる。
 - ②曾根人参は長めのせん切りにして、サツと熱湯をかける。
 - ③鍋に合せ調味料Aを入れて煮立て、アルコール分をとばして合せ調味料を作る。
 - ④容器に曾根人参、昆布、合わせ調味料を入れ、ふたをして冷蔵庫で保存する。味がよくなりむように時々かき混ぜる。3~4日目位から味がなじんできます。
- ※昆布は、普通の切り昆布でも良いですが、松前漬用昆布「がごめ昆布」の方がねばりの多い仕上りになります。
※お好みで酢やみりん、生姜の千切りを加えてもおいしいです。



毎月19日は「食育の日」
子どもの頃から早寝・早起きを、朝ごはんをしっかり食べましょう!
役場保健福祉課 ☎57-6112

町の人口 (1月31日現在)

| | | | |
|-------------|--------|----|------|
| ↑ 世帯数 (前月比) | 4,099 | 世帯 | - 1 |
| ● 人口 (前月比) | 12,590 | 人 | - 18 |



町の木 サクラ



町の花 アジサイ

今月の納税

- ◆ 固定資産税 4期
- ◆ 国民健康保険税 11期

※納税は便利な口座振替がおすすめです!

【担当のコーナー】ふるさと田上会の新年総会にお邪魔しました。今回の新年総会では、10名の方が初参加されました。ふるさと田上会では随時会員の募集を行っています。関東近郊に在住されている田上町出身者のお知り合いがいましたら、ぜひご紹介ください。今年は、ふるさと田上会で里帰りの企画をされているそうで、ゆっくりとふるさととの交流を深めてもらえたらと思います。(陽)